

山梨県公報

第千四百八十三号

平成十六年

六月十日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定	四二一
結核予防法に基づく医療機関の指定	四二一
平成十六年度地籍調査事業計画の決定	四二一
平成十六年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	四二二
道路の供用開始(二件)	四二七
変更後の県営土地改良事業計画書の写しの縦覧(二件)	四二七
落札者等の決定について(三件)	四二七
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置	四一八
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十九件)	四一九
公共測量の実施	四二三
換地処分の届出	四二三
公安委員会	四二三
遊技機の型式の検定	四二四

告示

山梨県告示第二百七十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十六年六月十日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 山本 栄彦

名 称 所 在 地

国民健康保険富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田六千五百三十番地

二 認定期間

平成十六年五月一日から平成十九年四月三十日まで

山梨県告示第二百七十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
有限会社赤岡綜合薬局	甲府市北口三丁目一番二号

山梨県告示第二百七十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十六年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、大月市、牧丘町、三富村、芦川村、上九一色村、下部町、中富町、身延町、南部町、敷島町、秋山村、道志村、忍野村、山中湖村及び富士河口湖町

二 調査地域

甲府市飯田一丁目、飯田二丁目、飯田三丁目、飯田四丁目、飯田五丁目、塩部一丁目、塩部二丁目、塩部三丁目及び塩部四丁目、富士吉田市上吉田、大月市富浜町及び梁川町、東山梨郡牧丘町西保中、東山梨郡三富村川浦、東八代郡芦川村上芦川及び新井原、西八代郡上九一色村富士ヶ嶺、西八代郡下部町上ノ平、南巨摩郡中富町西島、南巨摩郡身延町大野及び梅平、南巨摩郡南部町福士、中巨摩郡敷島町上菅口、下菅口及び下福沢、南都留郡秋山村板崎、南都留郡道志村板橋、善之木及び神地、南都留郡忍野村内野、南都留郡山中湖村山中並びに南都留郡富士河口湖町船津

三 調査期間
平成十六年六月十日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第二百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十六年度に山梨県が契約を締結する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下単に「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に参加することができる者
一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
 - 1 令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - 2 令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができると思われる者
 - 3 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
 - 4 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者
 - 5 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- 二 資格審査の申請の方法
- 1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (一) 5の経営事項審査の結果通知書の写し
 - (二) 工事経歴書（第二号様式）
 - (三) 営業所一覧表（第三号様式）
 - (四) 建設業許可通知書の写し
 - (五) 商業登記簿謄本（法人の場合）

- (六) 身分証明書（個人の場合）
 - (七) 納税証明書（申請日の直前の県税及び消費税に係るもの）
 - (八) 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状
- 2 申請書及び添付書類は、山梨県土木部土木総務課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三）にあらかじめ連絡の上持参すること。
 - 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
- 三 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十七年三月三十一日までとする。
- 四 変更等の届出
申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 1 商号又は名称
 - 2 代表者又は代理人
 - 3 所在地又は住所
 - 4 その他営業に関し重要な事項
- 五 資格の取消し
知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。
- 1 一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。
 - 2 一の5の経営事項審査を継続して受けなかったとき。
 - 3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。
- 六 資格の有効期間の更新手続
山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。
- 七 その他
この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十二号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成16年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成16年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

許可番号	般特	年度	年	月	日

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ。））

商号又は名称											
商号(フリガナ)											
*市町村コード											
市町村名											
所在地											
代表者氏名											
代表者(フリガナ)											
郵便番号											
電話番号											
FAX番号											
技術職員数			人								
営業年数			年								
資本金				千円							
外資状況	1 外国籍会社 [国名:]			2 日本国籍会社 [国名:] (比率: 100%)				3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (比率: %) (比率: %)			

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名											
*市町村コード											
市町村名											
所在地											
郵便番号											
電話番号											
FAX番号											

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。(入札・契約・支払金の請求受領等の委任先)

支店・営業所名															
*市町村コード															
市町村名															
所在地															
代理人職名															
代理人氏名															
郵便番号															
電話番号															
FAX番号															

入札参加を申請する建設業の業種(許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。)

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
許可業種																													
申請業種																													

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

金融機関名											*金融機関コード				
支店名											*支店コード				
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。														
口座番号															
口座名義(かか)															

前金払用口座(工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。)

金融機関名											*金融機関コード				
支店名											*支店コード				
預金種別	1	前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。													
口座番号															
口座名義(かか)															

申請書取扱い責任者 所属
氏名
電話番号

山梨県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十六年七月一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡身延町大字粟倉字増野二二八〇番の一地先から南巨摩郡身延町大字粟倉字根岸六九七番の一地先まで	七六・六	平成十六年六月十日

山梨県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課、峡中地域振興局建設部並びに峡東地域振興局塩山建設部及び石和建設部において、この告示の日から平成十六年七月一日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	東山梨郡春日居町大字鎮目字関東林三三七二番の三地先から甲府市桜井町字道々芽木六五七番の四地先まで	二八七二・〇	平成十六年六月十八日

山梨県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（緊急畑地帯総合整備事業一宮金田地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年六月十一日から同年七月八日まで
- 三 縦覧場所
一宮町役場
- 四 異議申立期間
平成十六年七月九日から同年七月二十三日まで

山梨県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（緊急畑地帯総合整備事業一宮塩田地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十六年六月十一日から同年七月八日まで
- 三 縦覧場所
一宮町役場
- 四 異議申立期間
平成十六年七月九日から同年七月二十三日まで

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
地域公共ネットワークシステム保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十六年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本システムウェア株式会社 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号
- 五 随意契約に係る契約金額
六千三百五十六万二千六百四十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
山梨県財務会計システム維持管理委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十六年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

- 五 随意契約に係る契約金額
三千三百二十一万三千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
行政情報ネットワーク等監視業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十六年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社カルク 山梨県中巨摩郡田富町大田和八百五十六番地
- 五 随意契約に係る契約金額
四千二百九十八万二千七百五十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十九条の五第一項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）を確知する

ことができないので、法第十九条の八第一項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十六年六月十日

一 講すべき措置の内容

山梨県北巨摩郡須玉町比志字大野山六千四百九十八番地の九百五十一外に所在する産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）において埋立処分された産業廃棄物（以下「埋立廃棄物」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

- 1 処分場法面を成形することにより、法面崩落を防止すること。
- 2 処分場の隣接地に埋立廃棄物や土砂等が流出しないようにすること。
- 3 埋立廃棄物が飛散し、及び流出しないよう十分な覆土を行うこと。
- 4 処分場内の表面流水による法面の侵食を防止すること。
- 5 埋立基準に適合しない産業廃棄物を撤去すること。
- 6 1 から5 までの作業の際に発生した産業廃棄物は、処分場外に搬出し法の規定により適正に処理すること。

二 着手期限

一 1 から5 までの措置に関する作業については、平成十六年七月九日（金）までに着手すること。

三 履行期限

一 1 から5 までの措置に関する作業については、平成十七年六月九日（木）までに完了すること。

四 知事による措置

処分者等が二に定める期限までに措置に関する作業に着手しない場合又は三に定める期限までに措置を講じないときは、知事が一の措置の全部又は一部を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

五 問い合わせ先

山梨県森林環境部環境整備課産業廃棄物担当（電話〇五五 二二三 一五一八）

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十六年四月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 名取建設

2 主たる営業所の所在地 東八代郡境川村藤袋四千七百五十四番地一

3 代表者の氏名 名取義雄

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第六五九九号

四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十六年三月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十六年四月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 安藤章工務店

2 主たる営業所の所在地 北都留郡上野原町上野原二千七百三十四番地一

3 代表者の氏名 安藤章二

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八四四四号

四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十六年三月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 処分をした年月日 平成十六年四月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 金丸左官工業所

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町長沢二千二百四十一番地一

3 代表者の氏名 金丸房幸

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第二三三二号

- 四 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年三月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年四月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有泉建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市東南湖三千三百十八番地
 - 3 代表者の氏名 有泉斌
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二二〇三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年四月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 おさの建業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田七丁目六番十一号
 - 3 代表者の氏名 小佐野武
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第一九九四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年三月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年四月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 美光社
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡田富町布施二千二百十六番地一
 - 3 代表者の氏名 鷹野和幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第三九二二号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年三月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年四月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 渡辺建築工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡鳴沢村二千五百九十二番地
 - 3 代表者の氏名 渡辺一二
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第四〇七九号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年三月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年四月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社窪川組
- 2 主たる営業所の所在地 東八代郡石和町東高橋百三十四番地三
- 3 代表者の氏名 窪川仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第四七二九号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年四月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 名称 米倉製作所
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市緑が丘一丁目八番十二号
- 3 代表者の氏名 米倉喜美香
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第四九七六号
- 四 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年四月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年五月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 溝口工務店

2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡武川村山高三百八十六番地十一

3 代表者の氏名 溝口清三

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第七三二九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年四月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年五月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 カネオカ建設有限公司
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡中富町井沼七十五番地
- 3 代表者の氏名 金岡正雪
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第八〇四七号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十六年五月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社津久井興業
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡秋山村九千二百六十番地

- 3 代表者の氏名 天野利武
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第二五二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年五月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 明和工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行四丁目九番十五号
 - 3 代表者の氏名 小石和典
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一一)第一八七六号
 - 四 処分の内容 消防施設工事業及び清掃施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年五月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社勝栄
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見千五百四十五番地一
 - 3 代表者の氏名 勝保栄一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八六五一号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

- 事業及び内装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年五月十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社 柳澤建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡鯉沢町百二十四番地
 - 3 代表者の氏名 柳澤武史
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一三)第一一六九号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年四月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年五月二十四日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 明立工業
 - 2 主たる営業所の所在地 北巨摩郡高根町清里千八百七十番地
 - 3 代表者の氏名 浅川久志
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第三九七二号
 - 四 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年五月二十四日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社ハウジングトラスト
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲三百四十三番地
 - 3 代表者の氏名 原方弘
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第八一五三号
 - 四 処分の内容 屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の
許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止し
た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年五月三十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社大森工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市下井尻四百八十四番地八
 - 3 代表者の氏名 大森星治
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第七六九五号
 - 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道
施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止
した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十六年五月三十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 早邦建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町高住六百四十五番地二十七
 - 3 代表者の氏名 望月辰男
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一〇）第三五号
 - 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十六年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止
した旨の届出があった。

● 公共測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、平成十六年五月二十七日付けで甲府市大里土地区画整理組合理事
長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 作業種類 公共測量（甲府市大里土地区画整理事業）
 - 二 作業期間 平成十六年四月二十三日から平成十六年十月十五日まで
 - 三 作業地域 甲府市大里町西部

● 換地処分の届出
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法
第五十四条第三項の規定により、須玉町長から換地処分をした旨の届出があったので、
同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり
公告する。
平成十六年六月十日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 地区名 須玉町多麻地区

- 二 換地処分をした年月日
平成十六年五月二十八日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
二十八人

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十條第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年六月九日までとする。

平成十六年六月十日

山梨県公安委員会
委員長 鶴 田 美 枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六條第 二号(別表第 五)	マジック バー1	ベルコ株 式会社	三四〇五五 一
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六條第 二号(別表第 五)	マジック バー1	ベルコ株 式会社	三四〇五五 一
ベルコ株式会社 代表取締役 鈴木暢晃 東京都台東区東上野一丁目一 番一三三号佐藤ビル二階	回胴式遊技機 規則第六條第 二号(別表第 五)	マジック バー1	ベルコ株 式会社	三四〇五五 一

株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番 地二五	ぱちんこ遊技 機 規則第六條第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR花火 W 俱樂部A	株式会社 ミスホ	四〇〇二九 二
株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一 番 地二五	ぱちんこ遊技 機 規則第六條第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR花火 BW	株式会 社 ミスホ	四〇〇二六 六
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六條第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRあつ 命XJ	株式会 社 平和	四〇〇二二 七
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六條第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRあつ 命YJ	株式会 社 平和	四〇〇二四 四
株式会社平和 代表取締役	ぱちんこ遊技 機 規則第六條第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRあつ	株式会 社	四〇〇二六 九

中島潤
群馬県桐生市広沢町二丁目三
〇一四番地の八

機
規則第六条第
一号イ(別表
第二)
第一種特別電
動役物

命YJ2

平和

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番